

開 会 午後1時

●小形香織委員長 ただいまから、文教委員会を開会いたします。

報告事項は、特にごさいません。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和8年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第1号中関係分は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 令和8年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●たけのうち有美委員 私からは、母子父子寡婦福祉資金システムについて質問します。

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定を助け、扶養されている児童の福祉増進を図るための重要な貸付制度です。

今回の第2回定例会補正予算において、この母

子父子寡婦福祉資金の貸付事務に関するシステム再構築の経費として、7,600万円の債務負担行為が計上されています。これは、現行の基幹系システムの更新に伴う必要な対応と承知しています。

さて、この貸付金の事務を担っている区役所の現場からは、貸付けや償還に当たって行わなければならない事務が多くあり、そのために、本来はもっと丁寧な相談対応をしたいものの、そのための時間を十分に確保できないといった声があると聞いています。また、現行のシステムにおいては、債務者情報や相談記録の管理機能が十分ではないなどの課題もあるとのことでした。

そのため、今回のシステム再構築においては、貸付事務に関する現場の事務負担軽減だけでなく、ひとり親家庭への相談支援の充実という観点をもって取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで質問ですが、母子父子寡婦福祉資金システムの再構築に伴い、区役所の現場における貸付事務をどのように改善していくつもりなのか伺います。

●札幌子育て支援部長 システム再構築に伴う事務改善についてお答えいたします。

現行のシステムは、市の業務の土台となる基幹系システムの更新に伴いまして、2027年、令和9年12月をもって使用できなくなるため、国が推奨するガバメントクラウド環境において、新たに構築する必要があるものでございます。

新たなシステムでは、これまで紙媒体中心であった相談記録の電子化や、多様な債務者情報の一元化を可能とするほか、違約金計算作業の自動化などの機能を備えることで、事務効率化を図る予定であります。

これにより現場の事務負担を軽減し、生み出された時間を活用して、これまで以上に、ひとり親家庭への丁寧な相談支援に振り向けてまいりたいと思います。

●たけのうち有美委員 今回のシステム再構築

により、貸付けに関する相談記録が電子化されるなどの事務改善が図られるとのことでした。事務の効率化によって生み出された時間を、これまで以上の相談支援の充実に充てていただきたいと思います。

さて、さきの予算特別委員会において、我が会派のふじわら議員からも指摘がありましたとおり、札幌市の貸付金償還率が他都市に比べて低い状況にあります。その要因の一つとして、貸付金の返還方法が金融機関窓口での納付書払いのみとなっており、債務者にとって償還しやすい環境が十分に整っていないという課題があると考えられます。

私自身も、ひとり親家庭の支援団体や制度を利用されている方々から相談を受けています。その中では、仕事や子育てに追われる毎日の中で、平日に金融機関に足を運ぶことが負担となり、納付の機会を逃してしまう場合があるとの声も伺っています。

そこで質問ですが、システムの再構築に当たり、支払方法についてどのような利便性向上を図るのか伺います。

●札幌子育て支援部長 支払方法に関する利便性向上についてお答えいたします。

平日の日中に金融機関の窓口で納付することが難しい債務者の負担を軽減し、より返済しやすい環境を整備することは、かねてより課題と認識しており、市民の利便性向上や償還率向上の観点からも重要と考えております。このため、新たなシステムにおいては、現在の金融機関での納付書払いに加え、口座振替による支払を可能とする予定です。

加えて、さらなる利便性の向上に向けた多様な支払方法についても、他都市の導入状況や費用面などを見極めながら、関係部局とも連携して検討を進めてまいります。

●たけのうち有美委員 新たなシステムに口座振替を加える予定とのことでした。債務者の家計

管理の方法も様々である中、個々の状況に応じて口座振替や納付書払いなどの支払方法を柔軟に選択できるようになることを期待します。

さて、これまで答弁にあったような様々な機能を追加したシステムを構築するには、それなりの開発期間が必要となるものと考えられます。一方で、現行のシステムは2027年、令和9年12月をもって使用できなくなることですので、確実に期限に間に合うよう、一定の余裕をもったスケジュールでシステム構築を進めていくことが重要です。

また、業者の選定に当たっては、価格だけではなく貸付業務や債権管理に関する理解を有し、現場の意見を踏まえながら必要な機能を確実に構築できる事業者を選定することが重要であると考えます。

そこで質問ですが、2028年、令和10年1月の新システムの稼働に向けて、どのような観点をもって業者を選定し、システム再構築に取り組んでいくつもりなのか伺います。

●札幌子育て支援部長 システム再構築に向けた今後の取組についてお答えいたします。

このたびのシステム再構築は、他都市でも導入実績があるパッケージシステムを基本として、口座振替など必要な機能を追加することで、開発費を抑えながら効率的に行う予定であります。このため、業者の選定に当たっては、プロポーザル方式により、札幌市の実情に応じた機能のカスタマイズや稼働後の保守運用費用も含めた提案などを総合的に評価し、最も適した業者を選定していくこととしております。

システムの開発期間としましては、約1年間を見込んでいることから、現行システムの使用期限を見据え、2028年、令和10年1月からの確実な稼働に向けて、着実に取り組んでまいります。

●たけのうち有美委員 システムの実際の運用開始は2028年、令和10年1月とのことであり、一定の期間を要するスケジュールとなっています。

このたびのシステム構築により、現場の事務負担の軽減とともに、口座振替が可能となることで、利用者の利便性の向上が期待されます。

また、ひとり親家庭を取り巻く状況や家計管理の方法は多様化しており、利用者がより償還しやすい環境を整備する観点から、口座振替に加え、今後はコンビニ収納やQRコード決済など、多様な支払方法についても検討を進めていただきたいと思います。

一方で、昨年度から開始された債権回収業務の一部外部委託については、委託事業者から債務者へ通知が送付されるに当たり、事前に札幌市から市長名での文書通知が行われなかったため、債務者の中には戸惑いや不安を感じた方もいらっしゃり、運用の初期段階において課題もあったと思います。今後は、債務者の置かれた状況に十分配慮しながら、丁寧な周知と適切な運用に努めていただきたいと思います。

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭等の経済的自立を支える福祉制度です。今回のシステム再構築を契機として、事務の効率化や利用者の利便性向上を図るとともに、一人一人の状況に寄り添った相談支援の充実につなげていただくことを要望して、私の質問を終わります。

●小形香織委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第2号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第2号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

●長屋いずみ委員 私は、日本共産党所属委員を代表し、議案第10号 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案に反対の立場で討論を行います。

本条例案は、保育士の配置基準において理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、または障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者等の専門職について、一保育所につき1人に限り、保育士とみなすことができるようにするものです。

これまでも、国は保育士以外の者、例えば看護師を保育士とみなして配置基準を満たす特例を設けてきましたが、今回新たに療育支援に関わる専門職についても対象を拡大し、札幌市もこれに合わせて条例改正を行うものです。

それぞれの知識や技術をもった専門職が、子どもの特性に応じた支援を行うことは、保育所にとっても保護者にとっても大きな支えです。しかし、言語聴覚士や理学療法士などと保育士の専門性は異なります。これらの専門職をたとえ1人に限るとしても、保育士とみなすことができるようにすることは、保育士みなし特例の拡大であり、保育士の配置基準の実質的な引下げにつながるものです。

保育は、子どもの心身の発達に関する専門知識

を学んだ保育士資格を有する者が行うべきです。

よって、保育士配置基準は基準どおりにし、看護師や療育支援に関わる専門職は上乘せして配置すべきと述べて、反対討論といたします。

●小形香織委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第10号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●小形香織委員長 賛成多数であります。

よって、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第11号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第11号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

再開 午後1時15分

●小形香織委員長 委員会を再開いたします。

最後に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和7年度取組状況についてを議題とし、資料に基づき理事者から説明を受けます。

●前田子ども育成部長 今回の報告は、令和7年度の取組状況についてになりまして、令和7年度から11年度を計画期間とします第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画の初年度の報告となります。

それでは、取組の概要について、報告書の中から要点をご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

子どもの権利の推進に向けた主な取組でございます。

一つ目、主な理解促進・意識向上の取組として、学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布したほか、市内の保育所や幼稚園を介して、乳幼児の保護者の理解が進むよう、リーフレットを配布いたしました。また、子どもの権利せんりゅう・ポスター展を計3回開催するなど、子どもの権利の普及・啓発に取り組みました。

次に、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としましては、子ども議会を実施したほか、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキにより、雪と共生するまちづくり、子ども減少時代の学校施設の在り方につきまして、子どもから意見をもらいました。また、各局区におきましても、子どもを対象としたアンケートやワークショップの実施、附属機関等での子ども委員の登用が行われました。

続きまして、子どもの権利に関する推進計画の指標等の状況につきましては、5年ごとに行う計画策定の際に、子どもに関する実態・意識調査により状況を把握し、それ以外の中間年には、子ど

休憩 午後1時14分

も・子育てに関するアンケート調査を用いて状況を把握しております。

このため、中間年に当たる令和7年度も、子ども・子育てに関する市民アンケート調査を実施いたしました。今回から子育て世帯の対象を18歳までの子どもがいる世帯に広げ、インターネットで広く回答を募るオープン調査という手法を用いて状況を把握しました。アンケートという手法上、直近の子ども関係の報道やSNSの話題により、結果が左右される傾向がありますが、令和7年度は前年度と対象者や手法を変更したことにより、数値に影響したところがあるかと考えております。

調査で把握した内容は、表のとおりに整理しておりますが、条例制定時からの継続的な普及啓発の取組が、幅広い子育て世帯に浸透してきた成果であると考えております。

2ページをご覧ください。

一方で、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子ども、大人ともに低い数値となりました。

この問いに対しましては、中段の棒グラフをご覧くださいなのですが、大人・子どもともに「わからない」と回答した割合が高くなっております。さらにその下の円グラフからは、「わからない」と回答した層の約7割が、子どもの権利について「聞いたことはあるが、内容はわからない」、あるいは「聞いたことはない」と回答しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関であります子どもアシストセンターの取組ですが、一つ目の四角、相談件数についてでございます。

上段の実件数ですが、これは相談者数となっております。令和7年度は1,141件、前年度比5.1%増、下段の延べ相談件数は3,041件、前年度比5.9%減となりました。こちらに記載していませんが、相談内容としましては、子どもからは

友人関係や精神不安、大人からは親子・きょうだい関係や教職員との関係など、様々なものがございました。

次に、一番下の四角、関係機関との連携についてでございます。

子どもに関する様々な相談に対応する中で、内容によっては、アシストセンターだけで解決を図ることが難しい場合があるため、一つ目の子どものための相談窓口連絡会議の開催など、行政機関だけではなく民間団体も含めた、幅広い連携を大切にしております。

次に、4ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組としまして、教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通じて子どもの安心と学びのための環境づくりを進めました。教職員が権利条例について理解を深められるよう、研修などで子どもの権利に関する講義を行ったほか、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、令和6年度から教育センター専門研修におきまして、いじめや不登校、虐待対応等について、対象者に応じた研修講座を拡充いたしました。

次に、個別の取組状況につきまして、6ページ以降に記載しておりますが、その中から新たに実施した取組についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

一番下、児童相談体制の強化に向けた取組としまして、次ページの上段、親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査の導入や、③東部児童相談所の開設、23ページの(2)社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援といたしまして、②里親支援センターの設置や③社会的養護自立支援拠点を開設いたしました。

なお、今後も主体となる子ども自身が、自分の権利が大切にされていると実感できる取組を進

め、子どもの権利が大切にされている社会の実現を目指してまいります。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●北村光一郎委員 私のほうからは、子どもの権利に関する推進計画についての質問をさせていただきますと思います。

そのほかもう1点ありますので、全部で2問質問させていただきますが、まず1点目、30ページ、31ページです。

このアンケートの内容を見ますと、権利についての認知度については、ほぼ目標値に近接しているという思いがありますが、理解度というところで見ますと、大切にされているかですとか、そういう内容に対しまして、低い割合にあるのですが、この辺の分析をされているのかどうか。そして、評価としてはどういう評価をされているのか。これについて、質問をいたしたいと思います。

●前田子ども育成部長 調査結果の分析と今後の取組についてでございますが、アンケート調査では、委員ご指摘のとおり、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子ども44.4%、大人38.2%であり、目標値を大幅に下回っているということにつきましては真摯に受け止めており、分析してまいりたいと考えております。

一方、子どもの権利が大切にされていないと思う人の割合は、子ども10.9%、大人18.1%でありまして、子ども、大人ともに分からないと回答した割合が約4割と多く、子どもの権利に対する理解が十分に進んでいない状況でございます。

今後は市民に分かりやすく、より具体的に権利について理解を深められるような広報啓発活動を推進してまいります。

このほか、いじめや虐待などの防止に向けた取組や、多様な体験、参加の機会の確保などにより、子どもの権利が大切にされていると実感でき

るよう、引き続き取り組んでまいります。

●北村光一郎委員 大体的内容は分かりました。

それで、今出ている分からないと答えた方への対策として、提案として出すんですけども、聞き方を変えとか、例を示すとか、聞き方を変えてどのような理解の仕方をするのかというのを、分かりやすく説明するのが正しいのかなど。アンケートの取り方ですけどもね。それを提案させていただくのと、前にある程度の知識がなければ分からないので、どういう内容のことを聞いているのかという知識をちゃんと分かるように解説してあげるといようなことをお願いしたいと思います。これは提案ですので、特に検討はいりませんのでお願いします。

次に、社会的養護自立支援拠点についての質問をいたします。

取組の状況報告書23ページにある記載に、社会的養護自立支援拠点についてとありますが、児童養護施設や里親家庭で養育された方や、虐待の経験がありながらも、これまでも公的支援につながらなかった方の孤独、孤立を防ぎ、適切な支援につなぐためというような回答をいただきました。そのために設備を整え、相互交流や相談支援を行う場所として開設するもので、本市では令和7年8月に開設されていると聞きました。

この相談支援の内容は、社会に出てつまずいた人たちが再び一步を踏み出せるよう、日常生活や社会生活、学業に関する悩みの相談に始まり、就労等に関する情報提供、医療的支援や法的支援と多岐にわたっているとのこと。また、社会的養護経験者が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う機能も併せ持っているとのこと。

最初の質問であります。本拠点における、これまでの事業実績について伺いをいたします。

●宮本児童相談所長 事業の実績についてお答

えいたします。

昨年度末時点で、この拠点の利用登録者数は225名となっておりまして、また、具体的な相談内容としましては、3月の実績、こちらは月集計となりますけれども、1か月間で就労相談が70件、病院受診や健康の相談が57件、交友関係の相談・居住の相談がそれぞれ51件。こうした相談に加えまして、心理相談や弁護士による法律相談など、利用者が抱える様々な困り事に対応しているところであります。

また、一時的な滞在を受け入れる居住支援としましては、延べ10名、194日間の利用があったところでございます。

●北村光一郎委員 利用者登録数については200名を超え、実際の相談内容も就労関係、医療関係、交友関係等多岐にわたっているとのことでした。

就労支援に関しては、各児童養護施設でも、児童に対して個々に行われているように伺っていましたので、ちょっと疑問に思っておりました。

拠点にも就労相談支援員を配置し、利用者の相談に乗っていると思われますが、成果の一つとして、新たな就労につながった数なども重要と考えています。

そこで2点目の質問ですが、就労支援についてどのような方法で行い、何人が就労につながったのかをお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 就労支援についてお答えいたします。

この拠点では、例えば、福祉、建築、飲食関係など、様々な地域の協力企業が参加するワークショップなどを開催し、就労を目指す対象者に向けまして、職業選択のための情報を提供しているほか、採用面接や筆記試験の対策、また、就職後の人間関係などに係る定期的な悩み相談など、伴走型の支援を実施しております。

就労までに必要な支援内容や期間は、各対象者によって異なりますが、昨年度は28名の方が就労

につながったところでありまして、今後も就労に関する悩みを抱える対象者それぞれの実情に応じた丁寧な支援を行ってまいりたいと考えております。

●北村光一郎委員 就労状況については分かりました。

本事業は、社会的養護経験者や、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった方に特化した事業ですが、市内には若者支援団体や生活困窮者支援団体など、若者を対象とした類似の支援機関も様々に存在していると思います。

そこで3点目の質問ですが、このような関係機関とどのような情報共有を行いながら連携を図っていくのかをお伺いします。

●宮本児童相談所長 関係機関との情報共有・連携についてでございます。

地域の若者支援団体等や学校との連絡会議や研修会、また、企業や児童養護施設などを交えたシンポジウムなどを開催し、様々な事情から身内に頼ることができず、孤立しがちな社会的養護の方々への理解を深めていただくとともに、各機関の役割やノウハウの共有を図りながら、ネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。

今後も拠点が中心となりながら、複雑かつ困難な悩みを抱えた社会的養護経験者の方々が再び自立に向けた歩みを進められるよう、関係団体と連携しながら適切な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

●たけのうち有美委員 私からは、社会的養護の下で暮らす子どもの意見表明支援について伺います。

令和7年度取組状況報告書23ページには、社会的養護児童に向けた取組として、児童養護施設等で生活している児童を対象とした意見表明等支援員、いわゆるアドボケートを派遣する事業について記載されています。

社会的養護の下で暮らす子どもの中には、家庭

環境の変化等から、多くの喪失体験をしていたり、自分の気持ちを聞いてもらえる経験が乏しかったり、大人に気持ちを伝えることに難しさを抱える子どもも少なくありません。そのため、子どもが安心して、自らの思いを表現できる環境を整え、その声を適切に受け止めていくことは、子どもの権利擁護の観点からも大変重要であると考えます。

2024年4月の改正児童福祉法施行により、意見表明等支援事業の体制整備が求められる中、本市においても児童養護施設や一時保護所を対象に、本事業が実施されているところです。

そこで質問ですが、昨年度の意見表明等支援員、いわゆるアドボケイトによる児童養護施設及び一時保護所への訪問実績について伺います。

●宮本児童相談所長 昨年度実績についてお答え申し上げます。

子どもの考えや思いを引き出し、言葉にして伝えることを第三者の立場から支援をする意見表明等支援員、アドボケイトを約30名確保の上、昨年度は市内5か所の児童養護施設、また児童相談所及び東部児童相談所の一時保護所に対しまして、月1回程度の訪問を実施したところでございます。

昨年度、年間の実績としましては、児童養護施設には計60回訪問し、延べ239名の子どもがこの事業を利用しております。また、両児童相談所の一時保護所には、計28回訪問し、延べ77名の子どもが利用したところでございます。

●たけのうち有美委員 意見表明等支援事業は、子どもから意見や要望を聞き取ることだけが目的ではなく、子どもが安心して自分の気持ちを表現できる関係性を築きながら、自らの思いを整理し、主体的に伝えることを支える取組であると認識しています。

特に社会的養護の下で暮らす子どもの中には、大人との関係性の中で、自分の気持ちを言葉にすることに不安や戸惑いを抱えている子どももお

り、第三者であるアドボケイトが継続的に関わる意義は大変大きいものと考えます。

そこで質問ですが、本事業の実施により、どのような成果が現れていると考えているのか、伺います。

●宮本児童相談所長 事業の成果についてでございます。

アドボケイトが施設等への訪問を積み重ねたことによりまして、最初は利用する子どもは少なかったものの、アドボケイトと子どもたちとの関係性が構築されて以降、訪問を楽しみにする子どもたちが増えてきた、こういった変化が見られております。

また、アドボケイトの助言を受けたことで、生活上のルール変更や、部屋替えなどの希望について円滑に伝えられ、自分の意見を表出する自信がついたという事例や、第三者であるアドボケイトだからこそ、友達とのトラブルで抱えていた葛藤を言葉にして話せたといった声もありまして、本事業の目的とする成果も現れてきているものと認識しております。

●たけのうち有美委員 本事業の成果については理解しました。

この事業は、子どもの権利擁護を具体化する大変重要な取組であり、社会的養護の下で暮らす全ての子どもが、安心して意見を表明できる環境を整えていくことが必要であると考えます。

現在、この事業は、児童養護施設及び一時保護所を対象として実施されていますが、子どもが生活する場所によって意見表明の機会に差が生じることのないよう、支援の充実を図る必要があると考えます。

そこで質問ですが、本事業について、今後どのように取り組んでいく考えか伺います。

●宮本児童相談所長 今後の展開についてでございます。

本市における社会的養護の下で暮らす子どもたちは、近年700名から800名の間で推移しておりま

して、そのうち約300名が里親の下で生活しております。

このため、里親家庭やファミリーホームをはじめ、自立援助ホームで生活する子どもなども含めた全ての社会的養護の子どもたちが、第三者による意見表明の機会を持てるよう取り組む必要があると認識しています。

今後、まずは里親家庭やファミリーホームで暮らす子どもたちの意見表明を促す、具体的かつ効果的な手法について、里親会や里親支援機関とも丁寧に協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** 昨年度の実績や成果について伺い、子どもたちがアドボケイトとの関わりを通じて、自分の気持ちを安心して表現できるようになってきていること、また、第三者に話を聞いてもらう経験そのものが、子どもの権利擁護につながっていることを確認することができました。

何度も述べていますけれども、社会的養護の下で暮らす子どもの中には、自分の気持ちを言葉にすることに難しさを抱えている子どもも少なくありません。そのような子どもたちにとって、アドボケイトによる継続的な関わりは大変重要なものであり、本事業は子どもの権利擁護を具体化する重要な取組であると、改めて認識したところで

す。

また、今後は里親家庭やファミリーホームで暮らす子どもたちへの展開についても検討していくとのことであり、社会的養護の下で暮らす全ての子どもが安心して意見を表明できる環境づくりが進むことを期待しています。

一方で、本事業の効果を十分に発揮していくためには、アドボケイトの養成や継続的な学び、活動を支える体制づくりなど、質の確保に向けた取組も重要であると考えます。

ぜひ今後も、子どもの声を丁寧に受け止め、その権利がしっかりと保証される仕組みとなるよ

う、本事業の充実に取り組んでいただくことを求めて、私の質問を終わります。

●**長屋いずみ委員** 私からも報告書について、2点伺いたいと思います。

今回の報告書では、子どもの権利が大切にされていると思う割合や、自分には様々な可能性があると思う子どもの割合が前年度を下回る結果となり、今後は子どもの権利の理解促進やいじめ、虐待防止に向けた取組を一層強化することが重要であるとしております。この点については、先ほども質疑がありましたけれども、本報告書に関わる各部局が連携を図りながら、より実効性ある取組を進めていただきたいと思います。

私は、子どもの権利を尊重する上で最も重要なのは、子どもの声や思いを丁寧に受け止め、その年齢や発達状況に応じた適切な支援につなげていくことだと考えております。

教育委員会では、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、全市立学校で調査を実施しております。

報告書 25 ページの悩みやいじめに関するアンケート調査について、伺いたいと思います。

昨年度は、いじめられたことがあると回答した児童生徒数が30,345人、割合で23.6%となり、2024年度の19,137人、15.2%から大幅に増加しておりました。

教育委員会においては、2024年度のいじめ防止基本方針の改定や、先月には札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドラインを策定しており、学校におけるいじめの早期発見、早期対応に向けた取組が進められている中で、この数値の増加ですから気になるところです。

そこで質問ですが、いじめを訴える児童生徒の割合が大きく上昇したことについて、教育委員会としてどのような見解をお持ちなのか伺います。

●**伊達児童生徒担当部長** 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果についてであります、

いじめられたことがあると回答した児童生徒数が増加した要因につきましては、令和7年度からアンケートの質問項目に、悪口を言われた、仲間外れにされた、たたかれたなど、具体的な事例を多く明記したことで、子どもたちが自身の受けた被害を正確に伝えられるようになった影響が大きいものと考えております。

今後も、子どもが決して1人で悩みを抱え込むことがなく、安心していじめや不安を学校に相談できる環境づくりに努め、いじめを早期発見し、対処してまいります。

●長屋いずみ委員 設問変更の趣旨は理解しますし、効果も一定程度あったと思います。しかし、1年で1万人以上増加したことを、設問変更のみに帰するということには慎重でありたいと思います。

また、人数にして3万人超という規模の聞き取りを支えるには、教職員だけではなくスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、専門職との連携が欠かせないはずですが、実際の体制はどうだったのか、その点で、スクールソーシャルワーカーの対応件数の急増、これが気になります。報告書29ページでは、スクールソーシャルワーカー活用事業の対応件数、2024年度3,712件から2025年度9,760件と大幅に増えています。

そこで質問ですが、スクールソーシャルワーカーの対応件数が大幅に増加した要因についての見解を伺います。あわせて、スクールソーシャルワーカーも含めた相談支援体制についてのご見解を伺います。

●伊達児童生徒担当部長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度に学校からの要請を受け派遣する形式から、担当校を固定し、相談支援に当たる形式に配置方法を変更し、月1回開催される学校いじめ対策組織の会議に参画する仕組みを整えたこと、さらには、令和7年度に人員を15名から20名と増やしたことにより、組織的な対応力が高まり、対応件数の増加につな

がったものと認識しております。

また、スクールカウンセラーにつきましても、児童生徒や保護者の相談体制をさらに充実させるため、今年度より大規模校の配置時間数を増やすなど、学校の規模に応じて配置時間数を調整したところでございます。

児童生徒が抱える困難や課題の背景には、家庭環境や友人関係、地域社会など、多様な要因が複雑に絡みあっているケースが多くあり、そのため、専門的な知見を持つスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、多角的な視点から相談支援体制を充実させていくことが、これまで以上に重要になっていると認識しております。

このことから、今後も学校が保護者、関係機関と連携を図り、困難や課題を抱える児童生徒に対して、きめ細かな見守りと適切な支援を行うことができるよう、これら専門職が、その専門的な見地から積極的に意見を述べ、適切な役割を果たすための体制の充実に努めてまいります。

●長屋いずみ委員 様々対応されてきたことが語られておりましたけれども、私はいじめ防止の取組は、単に件数を減らすことではなくて、子どもたちが安心してSOSを出せる環境をつくる。その声を大人が確実に受け止める。そこに意義があると考えております。そういった体制を考えてきたということのご答弁でした。

また、いじめを経験した子どもは、転校後も同じ地域で暮らし続けることが多く、学校の枠を超えた地域全体で見守る。こういった支援の継続も重要であることも申し添えたいと思います。

今後も教育委員会と学校、家庭、地域が連携しながら、いじめを含む様々な困難を抱える子どもへの支援を、より一層、充実、強化されることを求めます。

あわせて、子どもたち一人一人が、自分は大切にされていると実感し、安心して学び、成長できる環境づくりに引き続き取り組まれることを申し

上げ、質問を終わります。

●小形香織委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉　会　午後１時49分